

利用規約

この利用規約（以下「**本規約**」といいます。）は、本プログラム（公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下「**当協会**」といいます。）が運営する「EXPO2025 デジタルウォレット/ミャクミャクリワードプログラム」をいい、第 2 条（定義）に定義します。）の利用に関してお客様と当協会との間の契約関係を定めるものです。EXPO2025 デジタルウォレットを使用する前に、本規約及び本規約に記載されている注意事項、ガイドラインその他の文書の全内容を慎重にお読みください。本プログラムの利用に当たっては、本規約を理解いただいたうえ、本規約の全ての条項が適用されることについてご同意いただく必要があります。

未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人の方は、本プログラムの利用及び本規約への同意にあたっては、必ず親権者若しくは後見人等の法定代理人、保佐人又は補助人の同意等を得るようにしてください。

第 1 条 総則

1. 本規約は、本プログラムの提供条件その他本プログラムの利用に関する当協会と利用者（次条（定義）において定義します。以下本条において同じ。）との間の権利義務関係を定めることを目的とし、当協会と利用者との間の本プログラムの利用に関する一切の關係に適用されます。
2. 当協会は本プログラムに関し、各種の規約（プライバシーポリシーを含みますがこれらに限られません。）、注意事項、ガイドライン等のルールを定めることがあります（以下併せて「**個別規約**」といいます。）。これらの個別規約は、名称の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。本規約の規定と、個別規約の規定とが異なる場合には、個別規約の規定が優先して適用されるものとします。
3. 本規約に規定のない事項については、本サービス（「EXPO2025 デジタルウォレット」という名称のサービスをいい、第 2 条（定義）に定義します。）に関する規約が適用されるものとします。
4. 当協会は、本プログラムの提供に関する業務の全部又は一部を、利用者の承諾を得ることなく第三者に委託することができます。

第 2 条 定義

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- ① 「本プログラム」とは、本サービスにおいて「EXPO2025 デジタルウォレット/ミyakumyakurivordプログラム」との名称で利用者に提供されるプログラムをいいます。
- ② 「本サービス」とは、「EXPO2025 デジタルウォレット」という名称のミyakupe!ミyakupo!ミyakun!を主とする決済関連機能及び Web3 ウォレット機能を提供するサービスを総称したものをいいます。
- ③ 「利用者」とは、本サービスを利用するお客様をいいます。お客様がミyakupe!ミyakupo!ミyakun!等のサービスを利用するためには、各サービスの提供者が別途定める利用規約に同意する必要があります。
- ④ 「利用者アカウント」とは、利用者に付与される本サービスを利用するためのアカウント（その認証のために用いるパスワード又は生体認証用の生体情報等を含みます。）をいいます。

第3条 本プログラムの利用

1. 本プログラムでは、利用者のステータスに応じて、当協会所定の特典が付与されます。利用者には、本サービスの利用開始時において、スタンダードのステータスが自動的に付与されます。
2. ステータスアップの条件は、当協会がその自由な裁量に基づいて決定するものとし、予め利用者に告知します。
3. ステータスアップは、所定の条件をクリアした後、当協会が定める一定期間後に適用されます。この期間内に、ステータスアップの条件が充足されていなかったと当協会が判断した場合、ステータスアップ後であっても、ステータスアップの条件が充足されていなかったと当協会が判断した場合などには、ステータスアップが取り消されることがあります。
4. 当協会は、当協会の責めに帰すべき事由がある場合を除き、ステータスアップが取り消されたことについて何らの補償も行わず、一切の責任を負いません。
5. ステータスアップによる特典の付与には一定の時間を要する場合があります。
6. 本プログラムにおいて、当協会は、「つかう/ためる/あつめる」に付随するミyakupe!サイト（仮称）、ミyakupo!アプリ（仮称）、ミyakun!サイト（仮称）、「つながる」Web3 ウォレットその他の第三者提供サービスにおける利用者の登録情報及び利用情報等を、利用者又は当該サービス提供者から取得し、利用することができます。利用者が、これらのサービスをご利用の場合は、各サービスの利用規約に従わなければならないものとします。当協会は、利用者による第三者提供サービス等の利用又は利用者とは当該第三者との間の紛争等により利

ユーザーに発生した損害について、当協会に故意又は重大な過失がある場合を除いて責任を負いません。

7. 本プログラムを利用するために必要な、コンピューター、スマートフォンその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、利用者の費用負担と責任において行うものとします。
8. 利用者は、自己の本プログラムの利用環境に応じて、コンピューターウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用負担と責任において講じるものとします。
9. 当協会は、ウィルス感染、不正アクセス又は情報漏洩によりユーザーに発生した損害について、当協会に故意又は重大な過失がある場合を除いて責任を負いません。
10. 本プログラムに関して当協会が利用者に対して行う通知は、(i)本サービス内において表示しその他閲覧可能とすることにより実施する方法、(ii)登録情報として利用者により登録された連絡先に対して通知する方法、又は(iii)その他当協会が別途定める方法によって行うことができるものとします。当該通知は、本規約における別段の定めがない限り、通常到達すべきであった時にユーザーに到達したものとみなされるものとします。このほか、本プログラムに関する利用者からの問い合わせその他の利用者から当協会に対する連絡又は通知は、当協会の定める方法で行わなければならないものとします。

利用者は、自己の利用者アカウントにおいてのみ本プログラムを利用することができるものとし、他の利用者アカウントのステータスとの合算等はできません。

第4条 データの使用・個人情報

1. 当協会による利用者に関する情報の取扱いについては、別途当協会が定める「プライバシーポリシー」の定めによるものとし、利用者はこのプライバシーポリシーに従って当協会が利用者に関する情報を取り扱うことについて同意するものとします。
2. 利用者は、株式会社三井住友銀行が別途定める「EXP02025 デジタルウォレット/ミャクミャクリワードプログラムに関するユーザー情報の取り扱いに関する同意事項」にて示した目的の範囲内で、利用者の個人情報を取り扱うこと、利用者の登録情報、取引履歴情報、その他必要な情報を本プログラムに参画する事業者間で授受を行うことに対し、予め同意するものとします。

第5条 禁止行為

利用者は、本プログラムの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

- ① 当協会、又は他の利用者若しくは外部事業者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利若しくは利益を直接若しくは間接に侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- ② 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
- ③ 本規約、個別規約、法令又は当協会若しくは利用者が所属する業界団体の内部規則に違反する行為、又はそのおそれがある行為
- ④ コンピューターウイルスその他の有害なコンピュータープログラムを含む情報を送信する行為
- ⑤ 本プログラムへの不正なアクセスを試みる行為
- ⑥ 当協会が定める一定のデータ容量以上のデータを本プログラムを通じて送信する行為
- ⑦ 当協会若しくは第三者になりすます行為、又は意図的に虚偽の情報を流布させる行為
- ⑧ 利用者アカウントを第三者に利用させ、その他貸与、譲渡、名義変更、売買等その他処分をする行為
- ⑨ (i)当協会ウェブサイト又は(ii)その他本プログラムを構成する有形若しくは無形の構成物につき、当協会の事前の承諾を得ることなく転載・複製・複写・修正・改変・公衆送信・頒布・譲渡・貸与・翻訳をする行為
- ⑩ リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、その他本プログラムのサーバやネットワークシステムに支障を与える行為
- ⑪ BOT、チートツールその他の技術的手段を利用して、本プログラムを不正に操作する行為
- ⑫ 本プログラムの不具合を意図的に利用する行為
- ⑬ 同様の質問を必要以上に繰り返す等、当協会に対し不当な問い合わせ又は要求をする行為
- ⑭ 当協会による本プログラムの提供を妨害する行為又はそのおそれのある行為
- ⑮ 他の利用者による本プログラムの利用又は享受を妨害する行為
- ⑯ 他の利用者の個人情報、登録情報、利用履歴情報等を、不正に収集、開示又は提供する行為

- ⑰ 資金提供その他を通じて反社会的勢力の維持、運営、経営に協力又は関与する等反社会的勢力との何らかの交流若しくは関与をする行為
- ⑱ 前各号のいずれかに該当する行為を援助又は助長する行為
- ⑲ 前各号の他、当協会が不適切であると合理的な根拠に基づいて合理的に判断する行為

第6条 本プログラムの停止・中断、変更・終了

1. 当協会は定期的な保守作業等のためその他の必要に応じて、本プログラムを停止又は中断することができるものとします。当協会は、当該停止又は中断を行う場合には、事前に、利用者に対してその旨を通知します。ただし、当協会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者に事前に通知することなく、本プログラムの全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。
 - ① 本プログラムに係るシステムの点検又は保守作業を緊急に行う場合
 - ② 本プログラムに係るシステム若しくは通信回線等の、障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス若しくはハッキング等により、当協会が停止又は中断が必要であると判断した場合
 - ③ 火災、停電及び天災地変等の不可抗力により、当協会が停止又は中断が必要であると判断した場合
 - ④ 本プログラム以外のサービスに、トラブル、サービス提供の中断若しくは停止、本プログラムとの連携の停止、又は仕様変更等が生じた場合
 - ⑤ 前各号に定める他、当協会が緊急の停止又は中断が必要であると判断した場合
2. 当協会は、当協会の都合により、本プログラムの内容を変更し（ステータスの種類、ステータスアップの条件又は特典内容の変更等を含みますが、これらに限られません。）、又は提供を終了することができるものとします。なお、当協会が本プログラムの提供を終了する場合、当協会は、利用者に対し、事前に通知するものとします。

第7条 本プログラムの利用停止・利用者アカウントの抹消等

1. 当協会は、利用者が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合（該当するおそれがあると当協会が合理的根拠に基づき判断した場合を含みます。）には、事前に通知又は催告することなく、当該利用者のステータスを剥奪し、又は本プログラムの利用を停止することができるものとします。

- ① 本規約のいずれかの条項（本規約における利用者の表明保証を含みます。以下同じ。）に違反した場合
 - ② 登録情報に虚偽（当該登録情報が真実、正確又は最新でないことをいいます。）があることが判明した場合
 - ③ 当協会、若しくは他の利用者、外部事業者その他の第三者に、損害を生じさせるおそれのある目的若しくは方法で、本プログラムを利用した又は利用しようとした場合
 - ④ 手段の如何を問わず、当協会による本プログラムの提供を妨害し、又は妨害しようとした場合
 - ⑤ 利用者による本サービスの利用が停止された場合
 - ⑥ 前各号の他、当協会が利用者による本プログラムの利用を停止することが適切であると合理的な根拠に基づき判断した場合
2. 当協会は、利用者が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合には、事前に通知又は催告することなく、当該利用者の利用者アカウントを抹消することができます。
- ① 本規約のいずれかの条項に違反し、当協会から違反の是正を求められたにもかかわらず、14日以内に当該違反を是正しなかった場合
 - ② 前項第2号、第3号、第4号又は第5号に定める場合
 - ③ 死亡した場合
 - ④ 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立て（私的整理の準備・着手を含みます。）があった場合
 - ⑤ 自ら振出し、若しくは引き受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合
 - ⑥ 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
 - ⑦ 租税公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑧ 前各号の他、当協会が利用者による本プログラムの利用を適当でないと合理的な根拠に基づき判断した場合
3. 当協会は、当協会の責めに帰すべき事由がある場合を除き、前二項の措置によって利用者に何らかの損害が生じたとしても、何らの補償も行わず、一切の責任を負わないものとします。

第8条 利用者アカウント抹消後の処理

1. 利用者は、本サービスの利用を終了した場合、終了の理由を問わず、本プログラムの利用も終了することについて予め同意するものとします。
2. 利用者アカウントが抹消された場合、当協会は、利用者アカウントに記録された利用者の登録情報その他の本サービスに係る利用者に関するデータを消去することができるものとします（なお、(i)技術的に消去が不可能又は著しく困難な情報、並びに(ii)法令上保存が求められている情報等については消去しません。）。
3. 当協会は、前項に基づいて利用者に関するデータを消去したことによって利用者に生じた損害について責任を負わないものとします。
4. 本プログラムの利用終了後も、第4条（データの使用・個人情報）、本条（利用者アカウント抹消後の処理）、次条（保証の否認及び免責）、第11条（地位の譲渡等）、第13条（分離可能性）、第14条（反社会的勢力の排除）及び第15条（準拠法及び管轄裁判所）の規定は、なお有効なものとして存続するものとします。

第9条 保証の否認及び免責

1. 当協会は、当協会による本プログラムの提供の停止、中断、終了、利用不能又は変更、本プログラムの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷、及びその他本プログラムに関連して利用者が被った損害につき、当協会に故意又は過失がある場合を除いて賠償する責任を一切負わないものとします。
2. 当協会のシステムの不具合、又は利用者の端末若しくはウェブブラウザの不具合若しくは本規約の範囲外の操作により、本プログラムにおけるデータ送信スピード等に影響が及ぶ可能性があります。当協会は、これらの場合に、本プログラムに関連して利用者が被った損害につき、当協会に故意又は過失がある場合を除いて賠償する責任を一切負わないものとします。
3. 当協会は、天災地変（台風、津波、地震、風水害、落雷及び塩害等を含みますが、これらに限られません。）、火災、感染症、伝染病、疫病、サイバー攻撃、公害、戦争・内乱・暴動、テロ行為、ストライキ、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、原材料・運賃の高騰、為替の大幅な変動その他の不可抗力によって本プログラムの履行等が妨げられた場合、かかる不可抗力によって利用者に生じた損害又は不利益について責任を負いません。
4. 利用者は、本プログラムと連携する第三者提供サービスを利用する場合、(i)当該第三者提供サービスの利用規約その他の条件を利用者の費用負担と責任で遵守するものとし、(ii)利用者と当該第三者提供サービスを提供する事業者との間

で紛争等が生じた場合には、利用者の費用負担と責任において、これを処理しなければならないものとしします。

5. 当協会は、本規約の各条項に従って制限された限度においてのみ、本プログラムについての責任を負うものとしします。当協会は、本規約の各条項において保証しないとしている事項、責任を負わないとしている事項、利用者の責任としている事項について、当協会に故意又は過失がある場合を除いて、責任を負いません。当協会は、本プログラムに関して利用者に損害が生じた場合であっても、当協会に故意又は過失がある場合を除いて、責任を負いません。
6. 当協会の過失（重過失を除きます。）によって本プログラムに関して利用者に損害が生じた場合であって、本規約の免責条項にもかかわらず当協会が損害賠償責任を負うときは、当協会は、債務不履行、不法行為その他の請求原因を問わず、利用者に現実に生じた直接かつ通常の範囲の損害についてのみ責任を負い、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害については責任を負いません。

第 10 条 本規約の変更

1. 当協会は、民法の定めに従い、以下のいずれかの場合には、本規約を変更できるものとしします。
 - ① 本規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき
 - ② 本規約の変更が、契約の目的に反するものではなく、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理性があるとき
2. 本規約を変更する場合、変更後の本規約の内容及び効力発生日を当協会ウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知します。また、前項第 2 号の場合には、その変更の周知は効力発生日から相当な期間前までに行うものとしします。変更後の本規約は、当該効力発生日が到来した時点で効力を生じるものとしします。

第 11 条 地位の譲渡等

利用者は、当協会の書面による事前の承諾なく、本プログラム上の地位又はこれに基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第 12 条 完全合意

本規約は、本規約に含まれる事項に関する当協会と利用者との完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、本規約に含まれる事項に関する当協会と利用者との事前の合意、表明及び了解に優先するものとします。

第 13 条 分離可能性

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、当協会及び利用者は、当該無効又は執行不能の条項又は部分を、適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で、修正し、当該無効又は執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第 14 条 反社会的勢力の排除

1. 利用者は、当協会に対し、次の各号の事項を確約するものとします。
 - ① (i)自ら若しくは自らの役員、又はこれらに準ずる者が反社会的勢力（(I)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。その後の改正を含みます。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。）、(II)暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。）、(III)暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、(IV)暴力団準構成員、(V)暴力団関係企業、(VI)総会屋、(VII)社会運動標ぼうゴロ、(VIII)政治活動標ぼうゴロ、(IX)特殊知能暴力集団又は(X)その他これらに準じる者を意味します。以下同じ。）ではなく、また、(ii)反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に関与していないこと、及び将来にわたっても当該(i)及び(ii)のいずれにも該当しないこと。
 - ② (i)反社会的勢力に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供する等の関与を行っておらず、又は(ii)自己の名義を利用させ、本プログラムを利用するものではないこと。
 - ③ 本プログラムの利用期間内に、自ら又は第三者を利用して、当協会又は他の利用者に対して次の行為をしないこと。
 - (i) 暴力的な要求行為
 - (ii) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (iii) 本プログラムに起因又は関連して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(iv) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて信用を毀損し、又は業務を妨害する行為

(v) その他これらに準ずる行為

2. 当協会は、利用者が前項の確約に違反した場合、何らの通知催告なく、本プログラムの利用を終了させることができるものとします。この場合、当協会は、当該解除によって利用者に生じた損害を賠償する責任を負いません。

第 15 条 準拠法及び管轄裁判所

本規約の準拠法は日本法とし、本プログラムに起因し又は関連する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 16 条 協議解決

当協会及び利用者は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

(2024年7月制定)